

「大井川用水」

関東農政局

平成 2 1 年 6 月 5 日

農林水産省

情 報 公 開 に つ い て （平成 2 1 年度の対応）

平成 1 3 年度の再評価から、本格的に情報公開をしてきているところである。平成 2 1 年度の実施にあたっては、過年度の対応に準じ、下表にしたがって対応していく予定。

	公表部局		公表方法	インターネット公表（注 1）	備 考
	本省	農政局			
平成 21 年度対象地区一覧	○	○	プレス	○	H20. 8. 31に公表
平成 21 年度再評価について	－	○	プレス	○	H21. 4に公表予定
第三者委員会の傍聴	－	可or否	第 1 回委員会で可の場合 2 回目以降プレス	同左	基本的には第三者委員会の判断によるものであり、各局ごとに対応方針を決定。
第三者委員会議事概要（注 2）	－	○	プレス	○	
第三者委員会議事録（注 2）	－	○	－	○	発言者名の記入の有無については、第三者委員会の判断
第三者委員会提示資料	－	○	－	○	
地区別個表	○	○	プレス	○	H21. 8. 31に公表予定

注 1： インターネットの掲載期間は、概ね 5 年程度。

（各地方局等におけるサーバーの能力に限界があるため）

注 2： 現地調査を第三者委員会として実施している場合については、屋内で行う第三者委員会のものより、精度が粗くなっても可。

また、議事概要については、2 日以内で公表、議事録については、第三者委員会開催後 3 週間以内を目安に公表する。